

文部時報 第五百七十八號 目次

卷頭 明治天皇御製三首

我が國に於ける教育財政に就いて 文部省普通學務局長

菊池豊二郎

明治天皇の聖徳に就し(三) 文部省圖書局図託

公刊明治天皇御紀編
纂長東京帝國大學名
譽教授 文學博士

三上參次

國體明徴の上より精討を要する

和漢の史傳

文部省圖書局図託

岩垂憲德

農山漁村に於ける學校の實際

我が校の特色

山形縣立國民高等學校

西垣喜代次

我が校施設經營の一斑

德島縣阿波郡久干田
尋常高等小學校長

石川彌五郎

最近に於ける外國の學校を觀て

チロール及南バイエルン山村教育管見 文部省在外研究員 東京高等農林學校教授

望月容四四

訓令

文部省告示第六十號(東京府立一中夜間中學設置認可)——同第六十一號(二中夜間中學同

上)——同第六十二號(九中夜間中學同上)——同第六十三號(小學國語讀本尋常科用卷九定
價)——同第六十四號(馬淵塾歷學校設立者變更認可)——同第六十五號(麻布獸醫專門學校
獸醫師法指定)——同第六十六號(齊々哈爾信永尋常小學校恩給法指定)——同第六十七號

(石川縣立女子青年學校教員養成所設置認可)——同第六十八號(金澤夜間中學卒業者學力
指定)——同第六十九號(國寶所有者變更)
通牒 日本大メタル下付ニ關スル件——五箇條ノ御誓文奉戴七十年記念ニ關スル件——學校身體
検査規程ノ實施ニ關スル件

敍任及辭令(昭和十二年二月二十一日至同二十八日公表ノ分等)

五三

彙報 講師図託並解図 ——九州帝國大學通則中改正 ——文部省直轄學校學生募集要項 ——實業學校長認
可 ——第十六回實業學校教員檢定本試驗問題 ——圖書推薦 ——同認定 ——蓄音機「レコ」

ド」推薦 ——活動寫眞「フィルム」頒布 ——帝國圖書館情況 ——青年學校國庫補助金交付

法人設立許可 ——歸朝 ——退職 ——死去

六一



我が國に於ける教育財政に就いて

文部省普通學務局長 菊池 豊三郎

教育財政に就て御話をすることは、教育の機構並に行政の運用に關することを併せて説明が必要であります。今日の如く分化發達した各方面の事柄に亘りて詳細に説明することは、時間の關係上之を許しませぬので何れ詳論細説は別の機會に譲ること致し、此度は教育財政の趨勢と其の現状の概観とに就いて、極く漫談的に御話申上げること致したいと存じます。

逐年増大する巨額なる教育費（既往の趨勢）

教育財政と言ふのは教育と云ふ仕事に伴ふ國や地方團體の經費は如何様になつて居るか、又如何様にして其の費用が賄はれて居るかと言ふ事であります。凡そ仕事には經費を伴ふ

に學制が頒布せられ、明治政府は非常なる決心を以て一般の教育の普及と指導者の養成に着手したのであります。當時、文部省の豫算は百三十萬圓で、明治二十七八年の日清戰役頃迄は、毎年百萬圓臺を終始持続して居たのであります。然るに、日清戰役後に於ては、戰後の經營と國力の進歩に伴ひ、明治三十年臺には五六百萬圓になり、又日露戰後の明治四十年臺から大正の初期にかけては、之が一千萬圓臺となり、大正十二三年頃には遂に一億圓臺に上り、昭和の時代に於いて、實に一億四五千萬圓臺に達し、今日に及んで居ります。之を百萬圓臺の頃に比較すれば、文部省豫算だけでも實に百數十倍になつて居ります。

明治二十七八年頃の本省經費（文部省自體の經費）が一二三萬圓、官立學校支出金が七八十萬圓であり、明治三十七八年頃の本省費が四十萬圓臺、官立學校支出金が二百六七十萬圓臺であります。但し、今日、本省費が約二百五十萬圓であり、官立學校支出金は三千萬圓を超えると言ふ状況になつて居ります。他方地方教育費即ち府縣市町村の教育費に致しましても、大正二年頃は七千六百萬圓、同十二年頃は三億六十萬圓、昭和十年には四億五千萬圓と言ふ様に明治二十七八年頃を基準と

我が國に於ける教育財政に就いて

して見ますると、十年後には三倍以上に、次の十年後には七倍半となり、更に十年を過ぎれば實に三十六倍に、最近は四十五倍以上と逐年膨脹して參つた事を見得られるのであります。同様に國費と地方費との關係に於きましても非常な膨脹を爲して居ります。其の一例を申しますれば御承知の通學制頒布の際全國を八大學區に分け、一大學區に三十二中學區、一中學區を二百十小學區に分ち、其の教育施設を全うして行かうと言ふ遠大なる教育計畫が樹立せられ、小學の普及を促進せしめ人口十三萬人に一中學校、人口六百人に一小學校を設け、全國にて五萬三千七百餘の小學校の普及を圖つたのであります。今日から見れば誠に厖大なる教育計畫が其の當時考へられたのであります。斯様な大計畫に依り小學教育の普及を計つた明治六年以來十二年頃迄は文部省豫算に於いて小學校補助金として三四十萬圓から六七十萬圓支出せられて居たのであります。但し、今日、義務教育費國庫負擔金として國庫から市町村に交付せられる金額は實に八千五百萬圓に上り、正に百五十倍から二百倍近くの分擔を致して居る譯であります。

斯様に國費、地方費及其の相互の關係に於いて教育費が著しい躍進を示して居ることは明瞭であります。固より斯る現象は國防、產業、警察、土木、衛生其の他種々の經費に付い

ても同様でありまして、獨り教育費だけが殖へたのではなく、又各年の比較を爲すに就いても、物價等の相異によつて正確を期する事は困難ではあります、大觀して其の膨脹は驚くべきものがあると言ふべきであります。之は主として明治以来の開國進取の大方針により、又我が國が幾度か國を賭する様な國難に遭遇し、戰後の經營として國力の發展を考ふる毎に、常に教育に依る國策に心を碎いた國民的効力を物語るものと見るべきであります。之と共に文化の發達、學術の進歩に連れて教育の仕事の種類も幅も複雜さも非常に増して來た事をも物語るものであります。

今、學校教育だけに付いて見ましても、昭和十年三月現在に於きまして、我が國の小學校より大學に至る各種の學校は總數四萬六千百三十八校、其の生徒數一千四百萬人を超えて居ります。即ち之を我が國の人口、戸數に對比すれば平均五人に一人、一戸に一人は學にいそしんで居る譯で、學制頒布當時の理想即ち「邑に不學の戸なく家に不學の人ならしむる」期待は正に數に於いて實現せられて居ると申して宜しく、教育の普及極めて著しいものがあるのであります。さて斯様に教育の隆昌に伴ひまして、之に要する經費は如何な狀況になつて居るか内譯に入つて觀察して見たいと思ひます。

すると、

國庫が	一億七千七百萬圓	(一七六、七一六、四一四圓)
道府縣が	一億一千萬圓	(一一〇、三一七、〇七三圓)
市町村が	三億一千八百萬圓	(三一八、三八〇、五一七圓)
此の外に	六千四百萬圓	(六三、五二四、八六五圓)
私人が		

總計約六億六千八百萬圓が、計上せられて居るのであります。

が、勿論相互の間に補助等によりやりとりがありますので其の重複する分を差引いて計算すると教育費總計五億五千萬圓(五五、三八〇、六〇八圓)と言ふことになるのであります。(大體昭和九年度決算に依る。以下同じ)

そこで、この國費と地方費夫々の教育費が、如何様なるか、且又、國庫地方費相互間の關連が如何様になつて居るかを吟味することが必要となつて参ります。

國費 教育關係の國費は形式的に申せば文部省所管の豫算に計上せられて居り、經常、臨時を合せて約一億七千七百五十萬圓であります。此の内譯を申しますと文部本省費が約二百五十萬圓、地方關體等に對する教育費の助成補助分擔金として地方關體に交付する金額が約一億一千萬圓、大學學校圖書館等への政府支出金約三千五百萬圓餘が其の主なるものであ

我が國に於ける教育財政に就いて

教育費と申します中には、學校に要する經費の外所謂、社會教育のための經費とか、或は學藝に關する經費とか、色々のものがありますが、其の中大部分を占むるものは申すまでもなく學校に要する經費であります。

教育費の現状

教育經構と教育費の構成 基に今一つ申上げて置きたい事は、明治政府以來教育運營上、慣例的に定められた一の方針があります。即ち教育を以て國家の事業として、國家に於いて之を管理經營して居るのであります。或は部分は之を道府縣又は市町村に委任し、或は私人の經營を認むるの建前を探り、國家は必要なる經費の分擔、助成獎勵等を爲して居ります。今少し詳しく申すならば、學校教育に於いて大學高等専門教育は大體國家自らこれを經營し、中等教育は大體府縣に、初等教育は市町村に、其の經營が委ねられて居るのであります。斯様な關係上、我が國の教育費には國費に屬するものと地方費に屬するものと私人の支辨に屬するものとある譯であります。

今、この教育費の計上せられて居る仕譯によつて大觀しま

ります。

文部省直轄の諸學校、即ち帝國大學を始め官立の大學生校専門學校等の經費は學校の基礎を鞏固ならしむる爲、特別會計が特に設けられて、右に述べた一般會計から繰入れられる政府支出金三千五百萬圓と特別會計自體の諸收入二千二百萬圓とを以て其の經濟が經理せられて居ります。即ち官立諸學校は此の五千七百萬圓を以て經營せられて居る譯であります。

故に一般會計と特別會計とを併せ、其の政府支出金を控除して純計しますと、國費として豫算に計上せられて居る金額は一億七千七百萬圓と言ふ事になります。

地方費 次に地方費はどうかと申しますと、地方費には道府縣費と市町村費とあることは御承知の通であります。道府縣に屬する教育費は、約一億一千萬圓で、道府縣歲出總額の約二割二分を占め、此の内初等教育費は三千百萬圓、(之は主として小學校教員恩給補充費と小學教員住宅補助、小學兒童就學獎勵費補助、教育資金教員加俸資金繰入金等であります)。

中等教育費は、五千五百萬圓、師範學校費一千萬圓、盲啞

教育費百二十萬圓、其の他の教育費（例へば青年訓練所、青年團、圖書館、幼稚園、其の他の経費）約九百萬圓等であります。

次に、市町村教育費を見ますに、總額三億一千八百萬圓であります。市町村歳出總額の約二割四分を占めて居り、此の内初等教育費は二億七千萬圓で、總額の約八割八分に當り、中等教育費約三千萬圓（實補を含む）。其の他の教育費は一千八百萬圓であります。

總額通観 以上の外に、私立學校等の經費がありまして、此等を總括した全國教育費總額は約六億六千萬圓になるのであります。然し乍ら、地方團體及び私立教育機關の支出した經費中には、國庫又は上級地方團體よりの補助金交付金等の收入に基いて支拂したる金額を含んで居りますから、此等重複する金額を控除いたしますと、全國教育費の純計額は、先に述べましたやうに五億五千萬圓になるのであります。

此の教育費總額を我が國の人口及び戸數に對比いたしますと一人當約八圓、一戸當約四十二圓になるのであります。

次に、見方を換しまして、此の全國教育費五億五千萬圓が教育の種類別に如何やうに支出せられて居るかを見ます

がないではありませんが、これは主として全國教育費總額の約七十三パーセントを占むる初等並に中等教育に要する經費の大部が地方の負擔になつて居ることに因るのであります。

國費と地方費との交渉關係

斯様に地方殊に市町村の教育費の負擔は相當多く、爲に自治體の經濟に重壓を加へつゝあるのであります。こゝに地方の教育事業に對して國家が分擔助成補助をなすことが必要にして缺くべからざる所以があるのであります。

今、國又は府縣等に於ける斯種の助成獎勵施設の一端を申上げますと、先づ市町村に於ける義務教育費の負擔を輕減緩和し、一面小學校教員の待遇を改善して、義務教育の改善振興を促さんが爲に、大正七年市町村義務教育費國庫負擔法が制定せられ、毎年國庫から一千萬圓を支出して市町村立尋常小學校教員俸給に要する經費の一部を國庫に於て負擔するの制度が定められ、爾來教員俸給の増加に伴ひ國庫支出金も漸次増額せられ、現在では八千五百萬圓になつて居るのであります。斯くて義務教育に携る教員の俸給一億七千五百萬圓の約半額に相當するものは、現在國庫が負擔して居るのであります。

我が國に於ける教育財政に就いて

初等教育に 約三億圓

中等教育に	(三〇〇、八八六、七七六圓)	五五%
高等教育に	(一〇〇、四〇七、〇五九圓)	一八・〇

師範教育に	約一千萬圓	
高等教育に	(一〇〇、九五九、三三七圓)	二・〇

育稚教育に	約二百萬圓弱	
高等教育に	(一九一三、七三二圓)	〇・四

各種學校等	約千三百萬圓	
高等教育に	(一三、六六八、八五四圓)	二・〇

(其の他の教育)	約三千八百萬圓	
高等教育に	(三八、〇三一、二三二圓)	七・〇

でありまして、流石に初等教育費は最も多く、總額の五十五パーセントを占めて居ります。

國費と地方費との相互關係 以上述べました所によりて御感じになること、存じますが、大世帶の國庫よりも、小世帶の地方の方が教育費をより多く負担してゐるのは一見奇異の感

尙此の制度には、資力が薄弱で負擔の過重なる市町村には特に交付金を増額交付することとして居りますから、此等の市町村中には小學校教員俸給の九割以上の交付を受けるものがあるのであります。

其の外、小學校教員にして短期現役兵として服役する者の服役中の俸給は、全額之を國庫に於いて負擔（昭和十一年度二十八萬圓）を致して居ります。此等は主として、市町村及び小學校教員に對する助成施設であります。小學校兒童に對しても就學獎勵に關する諸種の教育獎勵施設（昭和十一年度經常五十萬圓、臨時六十六萬圓）のあることは御承知の通りであります。

次に道府縣に對する助成施設としましては、道府縣が小學校教員及公立中等學校職員の加俸を負擔して居りますので、其の經費を補助するため現在合計三百十六萬圓、師範教育改善充實の爲二百三十萬圓、又青年教育獎勵の爲、現在約三百四十萬圓を補助して居り、其の他實業教育の振興（一八八、二五〇圓）のための補助金等をも支出致して居る次第であります。

以上の如くして、學校教育、社會教育を併せ、國庫から道府縣市町村等に交付せらるゝ金額は、總計約一億圓を超える事となるのであります。之が先程申しました様に毎年文部省の

豫算に組まれて居り、豫算總額の約六割に及ぶのであります。之が又財政當路者です。

收入の問題 以上述べた様に、國庫地方費を通じて、各種の教育事業を遂行する上に莫大の経費を要するのであります

が、其の經費は如何にして賄はれて居るかと言ふことを考へると、文部省所管の直轄學校即ち官立の大學、高等學校、専門學校等は既述の通特別會計を設けられて、授業料、病院收入、演習林收入等の諸收入と、政府支出金とを以て賄はれ、又地方教育費に於いては、授業料等の收入の外、上級團體より交付せられる補助金其の他の交付金等の收入を以て賄はれるのであります。全體を通じて授業料の收入は左程大なるものでなく、補助金等の收入の如きも、多くを期待することとは困難の實情にあるのであります。從て其の餘の財源は即ち國及地方の一般租稅收入等を以て支辨せねばならぬ。國稅、地方稅殊に市町村の戸數割等が連年増大して、市町村民の負擔過重、町村疲弊の聲が大きくなつて參つて居るのであります。又地方に於いて、學校の新築増改築を爲す場合は、一時借金を以て即ち起債によりて賄つて參らねばならぬ。之が又年々相當の額に上るのであります。此等の事情によりまして教育費を支辨する爲に一般人の租稅其の他の負擔は益々

と共に、益々増大の勢にあるものと考へねばならぬのであります。教育は諸政の根本であると言はれて居ります。今日、内

外非常の時局に際し、益々國本を培養し、國力發展の基礎を培ふ爲には、教育費の増大することは必至の情勢にあると思はねばなりません。又斯の如き國家社會の發展の爲に必要な經費の支出は、決して惜しむべきではなからうと思ひますが、之と共に吾々が心せねばならぬのは、教育者が常に多大の關心と理解とを以て國及地方の經濟力と云ふものを考へねばならぬことであります。前申上げました様に、今日已に教育費は相當巨額に上つて居ることを念頭に置き、努めて教育費の合理化を圖ると共に、假令一錢一厘と雖も、之を有効に使用し、教育運用の能率を十分發揮して、最大の教育效果を擧げることを努力工夫し、眞に教育奉公の誠を致し、國運の進展に寄與する事を教育者の信念としなければならぬことを痛感いたすのであります。(昭和十二年二月十九日ラヂオ放送要旨)

増大する傾向を有つて居るのであります。之が又財政當路者の常に頭を悩ますところであります。

今後の趨勢と教育者の覺悟

唯今迄申述べた所により、國及地方團體の教育財政の概観を眺めて頂けたかと存じますが、現此の教育費は今後如何様の趨勢を辿るであらうかと考へますと、今後益々増大する勢にあると申さねばなりません。現に義務教育である小學校に就いて見ましても、年々人口增加に伴ひ毎年四千學級以上は否でも應でも増加する。従つて假に一學級當經常費を千圓餘と見積りましても、毎年經常費だけでも四、五百萬圓は増加する。又之に伴ふ臨時費即ち建築費等の爲に、全國に亘り相當巨額の經費が必要であり、之は起債となつて後年に負擔を及ぼす譯であります。而も義務教育として何は差措いても、此の必要なる經費は支出して何かねばなりません。尚國民の向學心の向上に伴ひ、中等教育以上の施設をも考へねばなりませんし、又國民資質向上の見地より青年教育の充實は世界の大勢であります。之と共に一般の社會教育も、更に進んで學術研究の獎勵施設も考へねばなりません。

斯様に考へて参りますと、教育費は社會の進歩文化の發達



文部省時報行計画摘要

一 目的 本省行政ニ關スル法令並ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二 内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ

詔 勅 詒 勅 詒	書 令 告 令 省 令 論	勅 語 法 律
法 令 解 說	指 令 (例規トナルモノ)	通牒 (例規トナリ又ハ一般ノ参考トナルモノ)
任免、陞敍、敍位、敍動	質 疑 應 答 (本省ヨリ公文ニテシタルモノ)	復命書及報告書
講演、講話、談話	研 究 調 査 彰 (回答シタルモノ)	統 計
人 事 公 告 寫 真	告 紹	告 紹

三編纂 文部時報編纂ノ爲編纂委員長並編纂委員若干名ヲ置ク
編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ
命ズ
必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ
資料蒐集ノ爲省内各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク

文部時報告委員ハ各部局課ノ理事官、屬、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ
必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資金ヲ求ムルコトヲ得

四發行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價貳拾錢ヲ標準トシ毎月川
回一ノ日ヲ發行期日トス

料 告 广	表 價 定
昭和十二年三月九日印刷納本(第五七八號) 四分ノ一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、 四分ノ一頁八圓とす 掲載頁數は處部毎に拾參頁を越ゆること を得ず 右文部省の御指定に依つたもので す	一ヶ年 金七圓貳拾錢一送料共 六ヶ月 金參圓六拾錢一送料共 一ヶ月 金六拾錢一送料共 一ヶ月 金六拾錢一送料共

發行所 東京市牛込區銀座西七丁目一番地
印刷所 東京市牛込區西五郎町五十二番地
發行者 大谷仁兵
印刷者 大庭公
總經理 大庭公

東京市牛込區西五郎町五十二番地
行政學會印刷所第二工場
電話牛込二九九六番

總經理 大庭公
大庭公
大庭公
大庭公

大庭公
大庭公
大庭公
大庭公